

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

コンビニのスタッフ 募集の張り紙について

経営者は、文書内容をわかっているのか、と言いたい！

先月、埼玉県の秩父市にあるコンビニに寄ってペットボトルのお茶を買いました。その時お店の 2 か所に掲示されているスタッフ募集の張り紙が私の目に入りました。

(埼玉県の最低賃金は、845 円です。)

スタッフ募集

- | | | | |
|------|-------------|----|----------|
| ① 午前 | 9:00~13:00 | 時給 | 850 円~ |
| ② 午後 | 13:00~18:00 | 時給 | 850 円~ |
| ③ 夕方 | 18:00~22:00 | 時給 | 845 円~ |
| ④ 深夜 | 22:00~ 6:00 | 時給 | 1,056 円~ |

土日祝日出られる方
長期で出来る方、募集中
ダブルワーク・主婦・シニア
大募集

そこで、このコンビニのスタッフ募集について、今月は考えてみました。

(1) ダブルワーク

この募集の張り紙の内容のダブルワークについてまず、考えます。

一般的に、コンビニを運営するにあたって、人員の確保が最重要事項と考えられます。

長時間オープンしているコンビニは、20 人から 30 人ぐらいの人員が必要となります。

大都市の場合は、人員の確保はある程度容易にできると思われそうですが、地方都市の場合は、大変厳しい状況と考えられます。そこで、経営者としては、**ダブルワーク・主婦・シニア**を考えるのは当然のことと思われそうです。しかしながら、彼らが、**ダブルワーク**の用語をしっかりと理解しているのかたいへん疑問に感じます。実際に、そのセブン・イレブンの経営者に労基法第 38 条労働時間の通算について聞くと、まったく答えられませんでした。

そこで、労基法第 38 条の 1 項を解説します。

条文は、以下になります。

第 38 条 労働時間は、事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する。

具体的には、従業員が、1 日の内、A 会社で 5 時間労働する労働契約を結んだあとに、

B 会社に 4 時間労働する契約を結んだとします。この従業員は、1 日に、5+4=9 時間の労働をすることになります。法定労働時間 8 時間+1 時間の時間外労働をすることになります。

この1時間分の時間外労働は、B会社が支払うこととなります。
つまり、 $845 \times 1.25 = 1056.25$ 円 = 1056 円を労働者に支払うこととなります。
また、36 協定も結ばなければならなくなります。
ということ、このコンビニの経営者は本当にわかっているのかと思われる。

(2) 次に、端数処理について考えます。

午後 10 時以降に労働者を働かせる場合は、 $845 \times 1.25 = 1056.25$ 円 = 1056 円を労働者に支払うこととなります。一般的に、賃金の計算方法については労働者有利を考えるのが一般的であります。つまり、 $845 \times 1.25 = 1056.25$ 円 = 1057 円 とすべきと思われませんが、この問題に関しては、労働行政の通達 昭和 63.3.14 基発 150 号によると、「割増賃金計算における端数処理」について次のように定めています。

- ①1 時間当たりの賃金額及び割増賃金額に円未満の端数が生じた場合、50 銭未満の端数を切捨て、それ以上を1円に切り上げる。
 - ②1 ヶ月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に、30分未満の端数を切捨て、それ以上を1時間に切り上げる。
- つまり、時給は $1,056.25$ の 0.25 を切り捨てて、1,056 円でよいということになります。

(3) 深夜 22:00～6:00 時給 1,056 円～と書かれています・

深夜業の時間帯の割増規定は、労基法第 37 条の 3 項により、使用者が、午後 10 時から午前 5 時まで（厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後 11 時から午前 6 時まで）の間において労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

つまり、深夜 10 時から朝 5 時までで時給 1,056 円がよく、朝 5 時から 6 時まででは時給 845 円以上を支払えばよいこととなります。その上で、時給 1,056 円を支払うことには何ら問題はありません。

(4) 最後に、もしも、このコンビニの募集広告に深夜の賃金を

深夜 22:00～5:00 時給 845 円～ということを書いた場合はどうなるかという問題があります。実際問題、埼玉県の小川町と寄居町のコンビニにそのような記載がありました。埼玉県の最低賃金は、845 円でありますので、労基法第 37 条の 3 項により 1,056 円と書くべきです。しかしながら、埼玉県の熊谷労基署に問い合わせると、845 円としても、違法ではないが、好ましいものではない。という見解でした。では、労基署として、いつ取り締まるのかと聞くと、支払の時に深夜の割増率 1.25 倍しない場合に初めて取り締まるということでした。では、表示の段階での、違法性の取り締まりは、労働法にはないのかを調べました。職業安定法の第 5 条の 3 が表示の段階で、取り締まることができますようです。

(労働条件等の明示)

第 5 条の 3 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者、労働者の募集を行う者及び募集受託者（第三十九条に規定する募集受託者をいう。）並びに労働者供給事業者（次条において「公共職業安定所等」という。）は、それぞれ、職業紹介、労働者の募集又は労働者供給に当たり、求職者、募集に応じて労働者になろうとする者又は供給される労働者に対し、その者が従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

ここで、指導・助言の部局は、埼玉労働局の需給調整課が実施することとなります。最後に深夜の時給の表示は、深夜 22:00 から 5:00 まで 1,056 円（深夜手当が含まれる）という表示か 845 円（深夜手当が加算される。）という表示がよいです。